

東北大学における国際卓越研究大学法 に基づく認定申請について

東北大学における国際卓越研究大学法に基づく認定申請について

- 文部科学大臣は、国際卓越研究大学法第四条第3項各号及び省令第二条各項の規定に基づき、「**研究及び研究成果の活用の実績**」や「**教員組織及び研究環境等の研究の体制等の構築**」に係る**定量的・定性的な基準について確認**し、国際卓越研究大学として認定を行う。
- **東北大学**から、**認定基準を満たすことを証する書類**と併せて、**国際卓越研究大学の認定に係る申請**が行われた。

認定に関する基準※

東北大学の申請内容における実績や体制等のポイント

1) 国際的に卓越した研究の実績

(国際卓越研究大学法第四条第3項第一号及び施行規則第二条第1項)

以下どちらかの要件に合致することを確認。

- ✓ Top10%論文数が1,000本程度(直近の5年間総計)以上、かつ、総論文数に占めるTop10%論文数の割合が10%程度以上
- ✓ 研究者一人当たりのTop10%論文数が0.6本程度以上

- Top10%論文数が3,129本(令和元年～令和5年の5年総計)総論文数に占めるTop10%論文数の割合が9.6%(令和元年～令和5年の5年平均)
- 本務教員一人当たりのTop10%論文数が0.99本(令和元年～令和5年の5年平均)

2) 経済社会に変化をもたらす研究成果の活用の実績

(法第四条第3項第二号及び規則第二条第2項)

以下どちらかの要件に合致することを確認。

- ✓ 民間企業等からの研究資金等受入額が、直近5年間の年平均で10億円程度以上
- ✓ 研究者一人当たりの民間企業等からの研究資金等受入額が、年平均100万円程度以上

- 共同研究等民間負担経費合計額が、86億円
- 本務教員一人当たりの年間共同研究等民間負担経費合計額が、272万円(令和元年度～令和5年度の5年平均)

3) 教員組織及び研究環境等の研究の体制

(法第四条第3項第三号及び規則第二条第2項)

- 三階層にレイヤー化し、分野の壁を超えて戦略的研究ユニットを機動的に編成可能とする「研究イノベーションシステム」等により、大学の研究の体制が、学問の進展、社会の変化に応じて次々に生じる新たな学問分野や融合領域に迅速に対応する体制が整備されている。

4) 民間事業者との連携協力体制等の研究成果の活用の体制

(法第四条第3項第四号及び規則第二条第3項)

- 「産学連携機構」の抜本的な強化による全学的な産学連携の体制やアンダー・ワン・ループ型産学共創拠点の構築等により、民間事業者と連携協力等の実施を通じて、大学の研究成果の活用の体制が、経済社会の変化をもたらすインパクトの創出に必要な体制が整備されている。

5) 効果的な資源の確保及び配分等の行える運営体制

(法第四条第3項第五号及び規則第二条第5項)

- 体制強化計画等の大学運営の重要事項を議決し、履行状況を監督する運営方針会議を設置する等のガバナンス体制が整備されている。

6) 研究に関する業務と管理運営に関する業務の適切な役割分担等の業務執行体制

(法第四条第3項第六号及び規則第二条第6項)

- 法人の代表者(総長)、教学担当役員(プロボスト)、包括的国際化担当役員(CGO)、事業財務戦略担当役員(CFO)の主要4役(SLT: Strategic Leadership Team)が有機的連携の中心を担う執行体制により、研究に関する業務の執行と、管理運営に関する業務の執行との役割分担を行う体制が整備されている。

7) 国際的に卓越した研究等を持続的に発展させるために必要な財政基盤

(法第四条第3項第七号及び規則第二条第7項)

- ✓ 大学の収入全体(附属病院における医療に係るものは除く)から国又は地方公共団体が支出する基盤的経費や学生からの授業料や検定料等を除いた額の大学の収入全体に占める割合が、直近5年間の平均で20%程度以上

- 大学の収入全体から国又は地方公共団体が支出する基盤的経費や学生からの授業料や検定料等を除いた額の大学の収入全体に占める割合が42.4%(令和元年度～令和5年度の5年平均)

※認定されるのは、規則第2条第1項から同条第7項まですべての基準を満たす必要があるところ、幅広く申請を募るようにするため、認定基準の定量指標については厳格に基準を引いて完全な足切りとするのではなく、将来的に世界最高水準の研究大学に匹敵するものとなることが相当程度見込まれる実績としておおよその基準を設定。